

平成 1 6 年行政監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成16年行政監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成17年2月15日

東京都監査委員	新藤義彦
同	小林正則
同	三栖賢治
同	筆谷勇

目 次

「特命随意契約」について・・・・・・・・・・ 1

社会教育施設の管理運営

都立図書館サービスについて・・・・ 45

「特命随意契約」について

目 次

第 1	監査の概要	5
1	監査の目的	5
2	監査の対象	6
3	監査の観点	6
4	監査対象局	7
5	実地監査期間	7
第 2	特命随意契約の現状	8
1	特命随意契約の件数・金額	8
2	契約種類別の件数・金額	9
3	特命随意契約とした理由・根拠	10
4	特命随意契約の継続の状況	11
5	積算単価の算出根拠等	12
第 3	監査の結果	13
1	総括	13
2	指摘、意見・要望事項	15
(1)	特命随意契約の積算について	15
(指摘事項 - 1)	積算根拠を明確にして単価を設定すべきもの(福祉保健局)	15
(指摘事項 - 2)	予定価格の積算を適正に行うべきもの(水道局)	16
(指摘事項 - 3)	単価契約に係る事務処理を適切に行うべきもの(警視庁)	17
(意見・要望事項 - 1)	合理的な予定単価の設定に努めるべきもの (都市整備局・港湾局・教育庁)	18
(意見・要望事項 - 2)	給食業務委託における積算基準の設定について検討すべきもの (福祉保健局)	19
(2)	特命随意契約の特命理由について	21
(指摘事項 - 4)	継続して特命随意契約を行う場合にも契約の都度特命理由等を検証す べきもの(福祉保健局)	21
(指摘事項 - 5)	機械警備委託契約について見直しを行うべきもの (福祉保健局・産業労働局)	22
(指摘事項 - 6)	産業廃棄物処理委託に係る契約方法を見直し経費の節減に努めるべき もの(交通局)	23

（指摘事項 - 7）駅舎照明設備点検清掃委託に係る契約方法を見直すべきもの （交通局）	2 4
（指摘事項 - 8）特命随意契約を見直し契約の競争性の確保に努めるべきもの （水道局）	2 5
（指摘事項 - 9）空気清浄機（分煙機器）の保守業務委託を競争契約により行うべき もの（水道局）	2 6
（指摘事項 - 10）印刷請負契約を適切に行うべきもの（教育庁）	2 7
（指摘事項 - 11）学力検査問題等の印刷に当たり競争性を採り入れるなど契約方法の 見直しを行うべきもの（教育庁・東京消防庁）	2 8
（意見・要望事項 - 3）特命による随意契約の見直しを検討すべきもの（港湾局）	2 9
（意見・要望事項 - 4）地下鉄駅施設の清掃委託に係る契約方法について検討すべきもの （交通局）	3 0
（3）特命随意契約の効果について	3 1
（指摘事項 - 12）特命随意契約を見直し競争により契約を行うべきもの（主税局）	3 1
（指摘事項 - 13）価格についての競争性を高める観点からコンペの運営を適切に行う べきもの（生活文化局）	3 3
（指摘事項 - 14、15）事務処理を適切に行うべきもの（福祉保健局）	3 4
ア 前年度の履行状況について十分に勘案して契約を行うべきもの	3 4
イ 積算根拠等を明確にすべきもの	3 4
（指摘事項 - 16）受託業者の選定を適切にすべきもの（産業労働局）	3 5
（指摘事項 - 17）羽田空港支所等の賃借について貸主と直接契約すべきもの （産業労働局）	3 6
（指摘事項 - 18）水道ニュースの作成委託契約から印刷を分割し競争による契約と すべきもの（水道局）	3 8
（指摘事項 - 19）印刷物の作成契約を分割し競争による契約とすべきもの（教育庁）	3 9
（意見・要望事項 - 5）契約内容の見直しを検討すべきもの（生活文化局）	4 0
別紙 1	4 1
別紙 2	4 2

「特命随意契約」について

第1 監査の概要

1 監査の目的

都財政は、平成10年度以降6年連続の赤字決算（普通会計）となるなど依然として厳しい状況にあり、都は、引き続き効率的な事業執行が求められている。

都の多様な事業の執行は、民間業者等との契約による役務の提供や物品の調達を通して行われることも多く、これらの契約を適正に行うことは、事業執行の効率性を確保するうえで重要である。

契約手法のうち、任意に特定の業者を選んで契約を締結する随意契約は、地方自治法施行令で定める場合に該当するときに認められるものである（別紙1参照）。

一般的に随意契約は、契約の目的に適した業者を選定でき、履行の確実性が確保できる利点がある。その一方、積算知識が乏しい場合には、価格において不利益を被るおそれがあり、不正を生む余地もないとは言えない。

特に、随意契約のうち特定の1者のみを契約の相手方とする「特命随意契約」の場合は、競争を通じた妥当性の検証が期待できないことから、より慎重かつ厳正な運用が求められる。

現在、都においては、「委託」、「工事」、「物品の購入」、「物品の借入」など様々な契約に「特命随意契約」が広く用いられているが、都庁全体として統一的な把握はしていない。このため、今回の監査では、「特命随意契約」をテーマに、主として経済性・効率性、有効性について各局横断的に検証し、その問題点や課題などを明らかにすることとした。

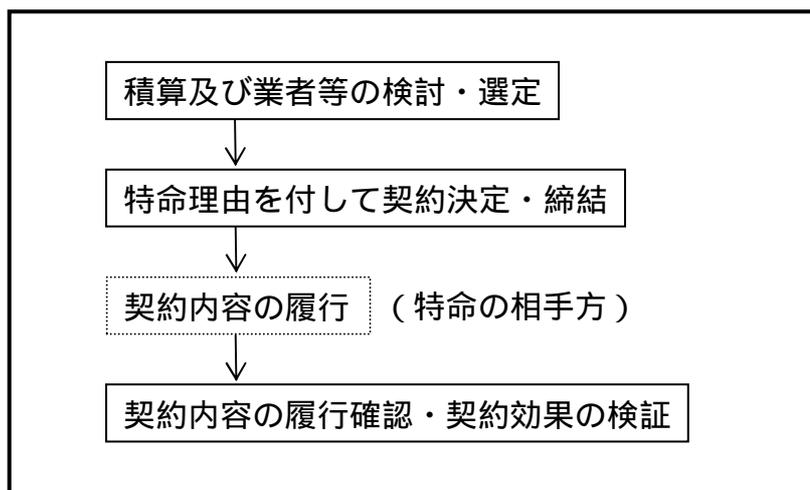
2 監査の対象

平成15年度に本庁で締結された特命随意契約は、7,438件（契約金額2,630億余円）であり、今回の監査では、このうちから、既に他の監査で対象とした「調査・研究委託契約」及び「工事に係る契約」を除き、契約金額の大きいものを中心に、1,888件（契約金額1,708億余円）を抽出し（抽出件数率：25.3%、抽出契約金額率：64.9%）実地監査を行った。

監査の実施に当たっては、特命随意契約全体の現状を把握するため、全7,438件を対象に「特命随意契約に関する調査票」（総括票、個別調査票の2種類。別紙2参照）により調査を実施し、分析を行った（「第2 特命随意契約の現状」）。

3 監査の観点

特命随意契約は、各局においておおむね次のような流れで実施されている。



監査の実施に当たっては、この流れに即して、次のような観点を定めた。

(1) 特命随意契約の積算について

積算単価は明確かつ適切に設定されているか

同様の業務内容に対して、契約間で積算単価が相違していないか

同種の契約を行う場合、積算基準の設定を検討しているか

など特命随意契約の積算について主として経済性、有効性の面から検証する。

(2) 特命随意契約の特命理由について

特命随意契約の制度本来の趣旨に沿って適切に運用されているか

妥当性を判断するに足りる適切な特命理由となっているか

他の業者でもできる業務内容となっていないか

社会情勢の変化等に伴って特命契約の見直しは適切になされているか
など特命随意契約の特命理由について主として合規性、経済性、有効性の面から検証する。

(3) 特命随意契約の効果について

業務内容、業務結果、成果品等に特命随意契約にした効果が十分現れているか
同一業者に長期間継続して業務を行わせているため、契約書、仕様書の内容が
業務実態と異なるなど長期間の特命による弊害が生じていないか

特命による弊害が発生している場合、契約の見直しを行うなど改善に向けての
検証がなされているか

など特命随意契約の効果について主として経済性・効率性、有効性の面から検証する。

4 監査対象局

知事本局、総務局、 <u>大学管理本部</u> 、 <u>財務局</u> 、 <u>主税局</u> 、 <u>生活文化局</u> 、 <u>都市整備局</u> 、 <u>環境局</u> 、 <u>福祉保健局</u> 、 <u>病院経営本部</u> 、 <u>産業労働局</u> 、 <u>中央卸売市場</u> 、 <u>新銀行設立本部</u> 、 <u>建設局</u> 、 <u>港湾局</u> 、 <u>出納長室</u> 、 <u>東京消防庁</u> 、 <u>交通局</u> 、 <u>水道局</u> 、 <u>下水道局</u> 、 <u>教育庁</u> 、 <u>警視庁</u> 、 <u>選挙管理委員会事務局</u> 、 <u>人事委員会事務局</u> 、 <u>監査事務局</u> 、 <u>労働委員会事務局</u> 、 <u>収用委員会事務局</u> 、 <u>議会局</u>	計 28 局
--	--------

(注) このうち、実地監査を実施した局は、 で示した 24 局である。

5 実地監査期間

平成 16 年 9 月 27 日から同年 11 月 11 日まで

第2 特命随意契約の現状

1 特命随意契約の件数・金額

平成15年度の特命随意契約は、契約件数7,438件、契約金額2,630億余円であり、総契約件数のうちの20.1%、総契約金額のうちの37.5%を占める。

平成15年度に本庁で締結された契約は全体で36,979件(契約金額7,008億余円)であり、このうち特命随意契約は、7,438件(2,630億余円)である。総契約件数のうちの20.1%、総契約金額のうちの37.5%を占める。なお、条例で規定されている公の施設の管理運営に係る委託契約46件を除くと、それぞれ20.0%及び27.4%である。

(表1) 特命随意契約の件数・金額

(単位: 件、千円、%)

総契約件数 A	総契約金額 B	特命随意契約件数 C	特命随意契約金額 D	特命件数率 C/A	特命金額率 D/B
36,979 (36,933)	700,846,287 (602,935,071)	7,438 (7,392)	263,038,113 (165,126,897)	20.1 (20.0)	37.5 (27.4)

(注1) 特命件数率: 特命随意契約件数 / 総契約件数 (総契約件数中の特命随意契約件数の割合)

特命金額率: 特命随意契約金額 / 総契約金額 (総契約金額中の特命随意契約金額の割合)

(注2) ()内は、条例で規定されている公の施設の管理運営に係る委託契約を除いた数値。

2 契約種類別の件数・金額

契約の種類を見ると、「委託」に係る特命随意契約が件数、金額ともに最も多い。

特命随意契約を「工事」、「委託」、「物品の購入」、「物品の借入」及び「その他」の契約の種類別にその構成比を見ると、件数では、委託が最も多く36.4%、次いで購入(29.4%)、借入(15.5%)となっている。また、金額では、委託が68.7%と最も多く、次いで工事(14.2%)、借入(11.1%)となっている。

契約の種類別に、総契約に対する特命随意契約の割合を見ると、件数では、借入が56.8%と最も多く、次いで委託(43.5%)となっている。また、金額では、委託が81.2%と最も多くを占めている。

(表2) 契約種類別の件数・金額

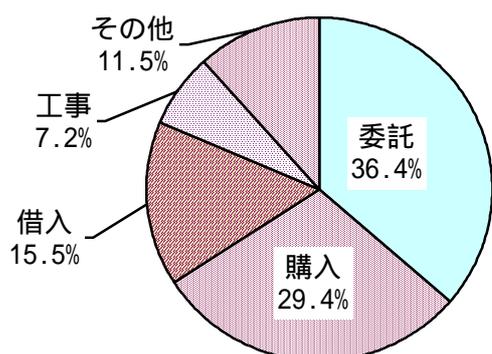
(単位:件、千円、%)

種 類	総契約件数 A	総契約金額 B	特命随意契約件数		特命随意契約金額	
			C	D (C/A)	E	F (E/B)
工 事	4,486	366,845,836	532	11.9	37,302,048	10.2
委 託	6,227	222,434,364	2,708	43.5	180,718,590	81.2
購 入	16,286	45,043,418	2,188	13.4	10,860,696	24.1
借 入	2,026	50,734,789	1,151	56.8	29,172,715	57.5
そ の 他	7,954	15,787,877	859	10.8	4,984,061	31.6
合 計	36,979	700,846,287	7,438	-	263,038,113	-

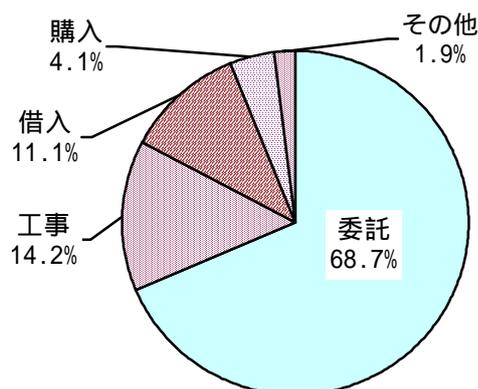
(注1) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しているため合計とは一致しない。

(注2) 「その他」には、印刷請負、機器類の修繕等を集計した。

(図1) 件数の構成比率(C欄)



(図2) 金額の構成比率(E欄)



3 特命随意契約とした理由・根拠

特命随意契約とした理由は、「専門性」と「過去の実績」とで約80%を占める。

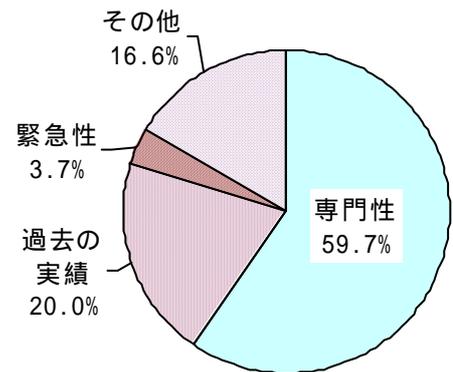
特命随意契約とした理由について見ると、契約の相手方の「専門性」によるとしたものが59.7%となっている。次いで、「過去の実績」(20.0%)を理由とし、この二つを合わせると約80%を占める。

特命随意契約により処理することのできる要件を規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の根拠を見たところ、第2号(競争入札に適しない)としたものが圧倒的に多く、91.0%となっている。次いで、第4号(競争入札に付することが不利)によるもので、5.5%である。なお、条例を根拠とするものは、公の施設の管理委託に係るものである。

(表3) 特命随意契約とした理由

区 分	件 数
専 門 性	4,487 件
過 去 の 実 績	1,507 件
緊 急 性	278 件
そ の 他	1,245 件
合 計	7,517 件

(図3) 理由の構成比率

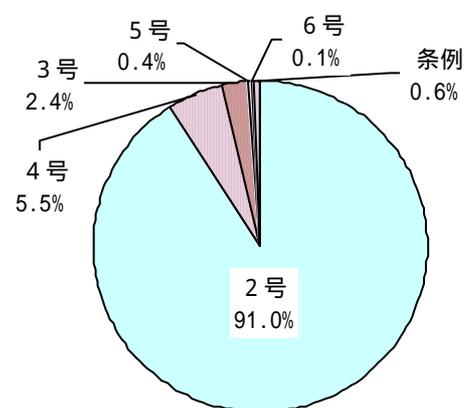


(注) 複数回答があるため特命随意契約の総件数7,438件と一致しない。

(表4) 特命随意契約の根拠

区 分		件 数
自治法施行令の規定	第2号(入札に適しない)	6,766 件
	第3号(緊急の必要)	180 件
	第4号(入札に付することが不利)	407 件
	第5号(有利な価格で契約)	33 件
	第6号(入札者がいない)	6 件
条例	条例に規定されているもの	46 件
合 計		7,438 件

(図4) 根拠の構成比率



4 特命随意契約の継続の状況

特命随意契約の継続の状況について見ると、前年度以前から継続して実施しているものは、全体の38.2%を占めている。また、継続の年数を見ると工事、委託及び購入等では、5年を超えるものが53.5%となっている。

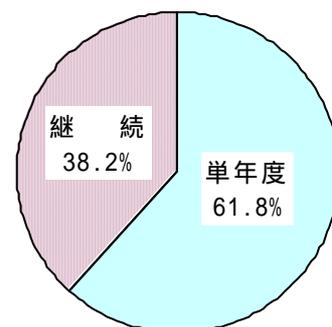
特命随意契約を、単年度実施か、前年度以前から継続して実施しているかについて見ると、単年度実施は61.8%、継続して実施しているものは38.2%であった。なお、継続して実施しているものは、機器類の保守委託契約、リース契約等に多く見られる。

継続して実施している契約（借入を除く）について継続年数を見ると、全体では5年を超えるものが53.5%と半数以上を占め、そのうちの約半分は10年以上継続している。特に委託で、その割合が高い。

（表5）特命随意契約の継続の状況

区 分	件 数
単 年 度	4,595 件
継 続	2,843 件
合 計	7,438 件

（図5）件数の構成比率

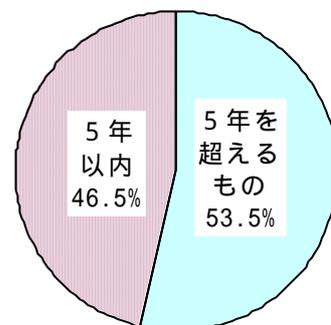


（表6）継続年数の内訳

（単位：件）

種 別	5年以内	5年を超えるもの		合 計
			うち10年以上のもの	
工 事	72	12	8	84
委 託	473	673	400	1,146
購 入	158	182	33	340
その他	136	98	35	234
合 計	839	965	476	1,804

（図6）継続年数の構成比率



（注）継続を前提として契約を行うことが多い借入契約を除いて集計した。

5 積算単価の算出根拠等

積算単価の算出根拠について見ると、契約の相手方からの見積書を参考に単価設定をしたものの割合は、63.8%である。

特命随意契約の積算単価の算出根拠については、「契約の相手方からの見積書を参考に単価設定したもの」が63.8%を占めている。次いで「都積算基準によるもの」(15.5%)、「複数者から見積書を徴し市場価格を調査のうえ単価設定したもの」(4.5%)となっている。

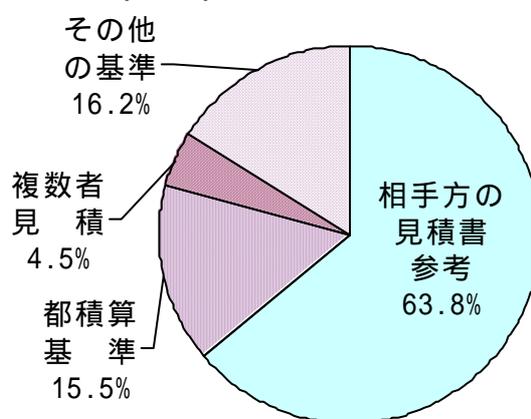
(表7) 積算単価の算出根拠

区 分	件 数
相手方見積書参考	4,761 件
都積算基準	1,155 件
複数者による見積	335 件
その他の基準	1,211 件
合 計	7,462 件

(注1) 複数回答があるため特命随意契約の総件数7,438件と一致しない。

(注2) 「その他の基準」とは、国基準等を活用したものである。

(図7) 算出根拠の構成比率



第3 監査の結果

1 総括

- (1) 監査の結果、各局に対して改善を求めた指摘事項は19件、改善の検討を求めた意見・要望事項は5件であり、不経済支出等の金額は、約1億1,000万円と見込まれる。
- (2) 監査の結果を観点別に見ると、次のような問題点があげられる。

ア 特命随意契約の積算について

契約の締結に当たり、契約の相手方から参考に徴した見積書の価格のままに予定価格としているものや、同じ局内でも同種業務の積算単価に相違があるものなど、予定価格が適切に積算されていないものが見られた。

予定価格の設定に当たっては、提出された見積書を十分精査するとともに必要に応じて積算基準を定めるなど適切な積算に努める必要がある。

イ 特命随意契約の特命理由について

特命理由を単に「専門性がある」「過去の実績がある」として、競争が十分可能であるにもかかわらず、特命随意契約としているものが見られた。

特命随意契約は例外的な契約方法であり、契約に際しては、競争が原則であることを踏まえ、特命随意契約とすることの妥当性を十分検討する必要がある。

当初の条件が変化したにもかかわらず、見直しを行わないまま長期にわたって特命随意契約を継続しているものも多く見られた。

契約に当たっては、安易に特命随意契約を継続することなく、他の業者が競争に参入できる可能性などを検討し、契約方法等の見直しを行う必要がある。

ウ 特命随意契約の効果について

特命随意契約に際して、競争に付すべき業務も合わせて契約しているものが見られた。

特命随意契約の本来の役割を發揮させるため、契約に当たっては、特命随意契約により行う業務範囲を精査し、競争できる部分は分割して契約を行い経済性の確保に配慮する必要がある。

履行状況の確認が十分になされないまま、継続して特命随意契約を行っているものが見られた。

契約に当たっては、特命随意契約で実施していることの効果が十分現れているか、履行状況の把握・確認を行う必要がある。

(3) 今後、以下のような課題への取組みが求められる。

ア (2) で示した問題点を生む一因としては、入札条件が応札者に晒され、予定価格が入札結果でチェックされる競争入札と違い、特命随意契約の事務は、その妥当性が契約手続上問われる仕組みではなく、安易になりやすい点があげられる。

したがって、常日頃から担当者の注意喚起やコスト意識の醸成を図り、審査部門の機能も十分発揮される体制を整備しておく必要がある。また、契約を継続する場合は、契約開始時に比べ事務処理がおざなりになりがちなため、特に意識的、組織的なチェックが求められる。

イ 電算システムの管理運用(支援)業務は、その多くを開発業者に特命随意契約しているが、今後のシステム構築などに際しては、開発に係る設計書・定義書の整備を進めるなど、管理運用(支援)面での競争条件の確保にも十分留意して開発を行う必要がある。

また、設備・機器類の保守管理においても、特命随意契約が多く見られる。これらの業務についても、近年、競争による業務委託が可能となる例も増えており、常に見直しを行い、競争の範囲を拡大していく必要がある。

ウ なお、都の外郭団体の業務は、都との特命随意契約によるものが多いが、民間も参入の可能性がある分野については、現在、指定管理者制度の導入や市場化テストへ向けての検討が行われるなど、効率化が強く求められてきていることを踏まえ、今後とも契約のあり方を不断に見直していく必要がある。

2 指摘、意見・要望事項

(1) 特命随意契約の積算について

(指摘事項 1)

積算根拠を明確にして単価を設定すべきもの

福祉保健局は、都内で出生した新生児を対象とし、疾病の早期発見、早期治療による知的障害等の心身障害の発生を防止することを目的に、先天性代謝異常等の検査を委託により実施している。

本件委託について、局は、検査機関としての体制の整備が可能である等の理由から、昭和52年以来継続してAと特命随意契約を締結している（推定総金額：2億8,338万9,800円、契約期間：平成15.4.1～平成16.3.31）。

局は、本件委託に係る検査1件当たりの単価は業務に要する人件費や消耗品等の必要経費から算定したとしているが、設定された単価（平成15年度：2,764円）を見ると、人件費等の積算根拠が明確にされていない。

局は、適切な予定価格とするため、積算根拠を明確にして単価を設定されたい。

(福祉保健局)

(指摘事項 2)

予定価格の積算を適正に行うべきもの

水道局は、地震発災時に、職員情報、応急給水情報、管路被害情報等を収集し、給水対策本部の活動を支援するため、「震災情報システムの運用管理委託」契約を開発者である B と特命随意契約により締結している。(契約金額：1,675万8,000円、契約期間：平成15.4.1～平成16.3.31)

ところで、予定価格の算出内訳を見たところ、機器等の使用料のリース料率を誤ったため、428万8,624円過大に積算し、データベースソフトサポートの単価を誤ったため、392万1,750円過小に積算した。

過大、過小の相殺があっても、予定価格は、表8のとおり過大算定となり、契約金額についても、表9のとおり正しい予定価格を上回っていることが認められた。

局は、予定価格の積算を適正に行われたい。

(水道局)

(表8) 予定価格の正誤表

(単位：円)

区 分	正 (A)	誤 (B)	差 額 (A - B)
震災情報機器使用料ほか	15,850,306	16,199,710	349,404
消 費 税	792,515	809,985	17,470
合 計	16,642,821	17,009,695	366,874

(表9) 正しい予定価格と契約金額との差額

(単位：円)

正しい予定価格 (A)	契約金額 (C)	差 額 (A - C)
16,642,821	16,758,000	115,179

(指摘事項 3)

単価契約に係る事務処理を適切に行うべきもの

警視庁は、不用となった警察車両を解体廃棄するため、「車両の解体廃棄処分年間単価契約」をCと特命随意契約により締結している(推定総金額:1,254万7,500円)。

ところで、単価契約における単価の決定については、予定数量が重要な要件となることから、当初の予定数量を超過することが見込まれる場合には、新たな契約として処理しなければならないとされている(東京都会計事務関係質疑応答集)。

しかしながら、庁は、特殊工作車において、表10のとおり、予定数量を超えているものがあるにもかかわらず、新たな契約として処理していない。

庁は、各項目の発注数量を的確に把握し、単価契約に係る事務処理を適切に行われたい。

(警視庁)

(表10)各単価項目の実績

(単位:台、円)

項目	予定数量	単価	発注数	超過数量
二輪車	250	3,150	110	
小型セダン等	497	10,500	278	
小型マイクロ	120	14,700	89	
中型車	31	52,500	3	
特殊工作車(大型含)	30	105,000	65	35

(意見・要望事項 1)

合理的な予定単価の設定に努めるべきもの

都市整備局(旧住宅局及び旧都市計画局)、港湾局及び教育庁は、陽画焼付等の業務委託契約を、Dと特命随意契約により締結している。

本件委託契約については、身体障害者福祉工場の設置趣旨に鑑み、受託法人の受注確保に積極的に協力する必要があるとする財務局通知に基づき、Dを特命して行っている。

ところで、各契約に係る予定価格を見ると、各局とも、Dから徴した見積額と同額で設定し、その単価をもって契約を締結(単価契約)しているが、そのうち陽画焼付の契約単価が局によって相違している。

各局は、予定価格の設定に当たっては、同一事業を実施している他局の状況を調査するなどにより合理的な予定単価の設定に努められたい。

(都市整備局)

(港湾局)

(教育庁)

(表11) 陽画焼付等に係る契約状況

(単位：枚、円)

品名	形状 寸法	旧住宅局		旧都市計画局		港湾局		教育庁	
		枚数	単価	枚数	単価	枚数	単価	枚数	単価
陽画焼付	A0	20	122	9,000	144	300	156	20	156
	A1	5,000	64			20,000	78	25,800	78
	A2	5,000	32			15,000	39	10,000	39
第二原図	A0	20	1,200			30	1,200	50	1,200
	A1	200	720			250	720	300	720
	A2	500	360			200	360	300	360
折り	A0			4,000	36				
	A1	20	47			2,000	47	4,000	47
	A2	600	37			2,000	37	2,000	37

(意見・要望事項 2)

給食業務委託における積算基準の設定について検討すべきもの

福祉保健局は、板橋ナーシングホーム及び板橋老人ホーム（両施設の調理を板橋ナーシングホームで行っている。）東村山ナーシングホーム、多摩老人医療センターの入所者等に対する給食業務委託を特命随意契約しており、平成15年度の契約状況は表12のとおりである。

本件給食業務の業者選定については、5年ごとに入札を行うこととし、その翌年度以降については、給食業務の継続性及び安定性を確保するため、当初入札で決定した業者と特命随意契約を行っている。

平成15年度についても、それぞれ平成13年度又は平成14年度に競争入札で決定した業者と前年度までの契約額を基本に特命随意契約を行っている。

なお、業務の内容は、調理、配膳・下膳、食器洗浄、栄養管理、給食材料発注等と給食業務全般であることで共通しており、予定価格は、責任者、管理栄養士、栄養士、調理師等（以下「各職種」という）の人件費及び管理費から構成されている。

ところで、平成15年度契約の予定価格の積算内容を見たところ、表13及び表14のとおり契約ごとに各職種の単価や管理費の積算方法に差が生じている。これは、当初入札年度の予定価格の積算において、契約ごとに異なる単価等を設定したことによる。

しかしながら、各契約における業務の内容は、いずれも給食調理業務として基本的に同一のものであり、予定価格の積算に当たって、統一的な単価や管理費の積算方法を設定することが望ましい。

局は、給食業務委託の今後の入札に向け、業務内容を検証し、積算基準の設定について検討されたい。

(福祉保健局)

(表12) 平成15年度契約状況

(単位：千円)

施設名	委託先	契約目途額	契約額	入札年度
板橋ナーシングホーム	E	157,444	157,185	平成14年度
東村山ナーシングホーム	E	61,281	61,236	平成13年度
多摩老人医療センター	F	110,784	109,200	平成13年度

(表13) 平成15年度における一人当たり人件費の予定単価

(単位：千円、円)

施設名	責任者	管理栄養士	栄養士	調理師	調理補助	臨時職員
板橋ナーシングホーム	555	440	345	382	348	1,130
	(555)	(440)	(356)	(382)	(348)	(1,130)
東村山ナーシングホーム	518	334	290	272	261	1,005
	(527)	(337)	(295)	(275)	(263)	(980)
多摩老人医療センター	561	393	295	398	-	1,000
	(560)	(392)	(294)	(396)		(1,000)

(注1) 各職種欄の数字は月額人件費で単位は千円、臨時職員の数字は時間当たりの賃金で単位は円である。

(注2) ()内の数字は、入札時の予定単価である。

(表14) 平成15年度における管理費の積算方法

施設名	積算方法
板橋ナーシングホーム	臨時職員の総人件費の15%相当額
東村山ナーシングホーム	正社員及び臨時職員の総人件費の5%相当額
多摩老人医療センター	正社員の総人件費の6.5%相当額

(2) 特命随意契約の特命理由について

(指摘事項 4)

継続して特命随意契約を行う場合にも契約の都度特命理由等を検証すべきもの

福祉保健局は、「電子計算組織による医療費助成事務の委託（WELシステム）」契約を、Gと特命随意契約により締結している（契約金額：1億5,477万8,400円、契約期間：平成15.4.1～平成16.3.31）。

局は、本件契約の特命理由として、「平成9年1月31日付けで衛生局委託等随意契約業者選定委員会において承認され登録済みである」としている。これは、特命理由が変わらない場合は、毎年、業者選定委員会を経ることなく、用度部門において当該委員会の記録を確認することで特命随意契約を承認する取扱いとしていることによるものである。

しかしながら、特命理由の記載された当該委員会の文書が、保存期間（保存期限 平成14年3月まで）を経過したことにより、監査日（平成16.10.18）現在、すでに廃棄されていたため、いかなる特命理由が付されていたのか確認することができない状況にあった。

また、平成16年度の特命随意契約においても、同様な事務処理を行っている。

局は、継続して特命随意契約を締結する場合においても、原則として契約の都度、受託業者の履行状況を踏まえ、特命理由や特命随意契約の妥当性について検証されたい。

(福祉保健局)

(指摘事項 5)

機械警備委託契約について見直しを行うべきもの

福祉保健局及び産業労働局は、それぞれが所管する事業所である東京都薬用植物園(以下「植物園」という。)と品川ほか15の技術専門校等(以下「専門校」という。)における平日の夜間及び休日の警備について機械警備委託しているが、その契約は、次のような状況となっている。

植物園は、誠実に履行し、信頼に足る実績を残しているとの理由により、昭和60年から継続してHと特命随意契約を締結している(契約金額:139万3,560円)。

専門校は、他業者に委託すると機器の設置及び撤去工事が必要になるため警備の空白期間が生じるなどの理由により、昭和45年から継続してHと特命随意契約を締結している(契約金額:1,559万8,800円)。

両契約については、委託開始時の契約は指名競争入札で行ったとのことであるが、その後は受託業者の見直しを行わないまま長期にわたって特命随意契約を行っている。直近の5年間における契約額を見ても、専門校で平成14年度契約の際に価格交渉により10%低くなった以外は、ほぼ同一額で推移している。

しかしながら、警備業務を行うことができる業者は多く存在することから、他の業者であっても同様の業務を行うことは可能である。

特命随意契約は、他に契約しうる相手がいない場合などに行う例外的な契約方法であり、他の業者が競争に参入できる可能性や現在の契約の経済性について検証しないままに特命随意契約を継続していることは適切でない。

局は、契約期間が長期に及ぶ機械警備委託の特命随意契約について、経済性の観点から見直しを行われたい。

(福祉保健局)

(産業労働局)

(指摘事項 6)

産業廃棄物処理委託に係る契約方法を見直し経費の節減に努めるべきもの

交通局電車部は、「産業廃棄物(ビン・かん)の処理委託」契約をIと特命随意契約(単価契約)により締結している(推定総金額:1,604万5,207円、契約期間:平成15.4.1~平成16.3.31)。

部は、当該契約の特命理由として、「産業廃棄物(ビン・かん)は、日々各駅から発生することから、それを処分せずに駅構内に保管しておくことは、衛生面はもちろんのこと駅の維持管理の面からも問題であり、また、これらについては、リサイクルが原則である」としている。

しかしながら、衛生面や駅の維持管理の面で問題があるなどの特命理由は、受託業者を特命する理由としては不十分である。同様な契約を行っている同局自動車部では、5者による指名競争入札で行っていることから見ても、本件を特命による随意契約とする妥当性は認められない。

また、本件契約は、自動車部で締結している契約と比べると、表15のとおり、地上部におけるビン・かんの1kg当り処理単価に8円の差があり、地下部についても、同様にその差額を適用し、試算すると、303万1,600円の不経済支出となっている。

局は、産業廃棄物処理委託に係る契約方法を見直し、経費の節減に努められたい。

(交 通 局)

(表 1 5) 産業廃棄物処理委託に係る契約状況

(単位 : 円、kg)

部 名	項 目	契約単価	予定数量	推 定 金 額	
電 車 部	ビン	地上部	32	12,000	344,000
		地下部	42	123,000	5,063,500
	かん	地上部	32	18,700	598,400
		地下部	42	225,250	9,235,250
	消 費 税				764,067
	計			378,950	16,045,207
自動車部	ビン・かん	24	30,000	720,000	

(指摘事項 7)

駅舎照明設備点検清掃委託に係る契約方法を見直すべきもの

交通局は、「駅舎照明設備点検清掃委託」契約を J と特命随意契約(単価契約)により締結している(推定総金額:1億3,145万5,811円、契約期間:平成15.4.1~平成16.3.31)。

局は、本件契約の特命理由として、「多数のお客様が利用し、かつ、行き交う中での作業であり、作業中は乗降客の安全確保に十分配慮しなければならず、さらに、列車運行の妨げとならないよう、列車運行上の安全も確保する必要があり、本作業は、鉄道事業及び安全作業に関して、深い知識と経験が要求される。その点、Jの作業者は、地下鉄施設特有の作業状況、作業内容等のノウハウを蓄積しており、安全かつ確実な作業を行える」としている。

しかしながら、一般照明で高い足場を要し、乗降客の安全な通行を確保できない箇所や軌道壁等については、夜間作業で行っていることなどから、J以外の業者でも安全かつ確実な作業を行うことが可能であると判断され、本件契約の全ての作業を特命随意契約とする理由は存しない。

局は、駅舎照明設備点検清掃委託に係る作業内容等を再調査し、特に安全を確保する面から必要と認められる部分を除き、契約方法の見直しをされたい。

(交 通 局)

(指摘事項 8)

特命随意契約を見直し契約の競争性の確保に努めるべきもの

水道局は、女性職員の健康管理の一環として、「婦人科健康診断の業務委託単価契約」をKと特命随意契約により締結している(推定総金額:447万9,300円、契約期間:平成15.9.9~平成16.3.31)。

局は、本件契約の特命理由として、

各事業所からの交通の利便性が良いこと(山手線近辺)

検査項目(乳がん検診、子宮がん検診、骨粗しょう症診断)が同日に実施できること

指名競争入札参加有資格者の中で、条件を満たし検査を実施できるのは当該機関のみであること

などとしている。

しかしながら、他局における同様な婦人科健診の契約状況を見ると、指名競争入札参加有資格者以外の業者からも選定し、少なくとも2者以上による見積競争で受託業者を決定するなど、競争性を考慮した契約を行っている。

局は、本件特命随意契約を見直し、指名競争入札参加有資格者以外の業者からも見積書を徴するなど、契約の競争性の確保に努められたい。

(水 道 局)

(指摘事項 9)

空気清浄機（分煙機器）の保守業務委託を競争契約により行うべきもの

水道局は、空気清浄機（分煙機器）の保守業務委託を、表 1 6 のとおり、3 件の契約に分割して、それぞれ製品のメーカーと特命随意契約により締結している。

局は、本件契約の特命理由として、各メーカーによって交換部品等が異なること、製品の保守には専門的な知識が要求されること、などとしている。

しかしながら、本件保守業務の主な内容は、集塵ユニットの交換、脱臭フィルターの清掃・交換などであり、他の局では、競争契約により受託業者を決定していることから見て、メーカーを特命して随意契約を行う理由は認められない。

局は、空気清浄機（分煙機器）の保守業務委託を競争契約により行われたい。

(水 道 局)

(表 1 6) 空気清浄機保守業務委託契約一覧

(単位 : 円)

件 名	契約金額	契約期間	契約者 (メーカー)	保守台数・箇所数
空気清浄機（分煙機器） 保守業務委託（その 1）	4,481,820	平成 15.4.1 ~ 平成 16.3.31	L	8 8 台・4 9 箇所
空気清浄機（分煙機器） 保守業務委託（その 2）	1,435,140		M	3 6 台・2 0 箇所
空気清浄機（分煙機器） 保守業務委託（その 3）	2,315,586		N	4 5 台・1 9 箇所
計	8,232,546			1 6 9 台・8 8 箇所

(指摘事項 10)

印刷請負契約を適切に行うべきもの

教育庁は、「平成17年度東京都公立学校教員採用候補者選考PR用ポスター及び選考案内パンフレット」の印刷に当たり、O を特命して契約を締結している（契約期間：平成16.2.19～平成16.3.19、契約金額：214万5,456円）。

庁は、本件印刷の特命理由として、

平成15年度用のPR用ポスター（デザインの委託も含む。）及び選考案内パンフレットの作成・印刷を上記業者に依頼し、また、平成16年度用のポスター及びパンフレットの印刷を特命随意契約により行っていること、

デザインの印刷用データ及びフィルムを上記業者が所有しており、フィルムを新たに起こす必要がなく、経費の節減を図ることができること、
などとしている。

しかしながら、本件のように再印刷を予定している印刷物のフィルムについては、成果品の作成後は庁に帰属させておくべきであり、再作成を行う場合は、これを使用することとして、競争入札の方法により行うことができる。

庁は、作成したフィルムの帰属を明確にするなど、印刷請負契約を適切に行われたい。

(教 育 庁)

(指摘事項 11)

学力検査問題等の印刷に当たり競争性を採り入れるなど契約方法の見直しを行うべきもの
教育庁は、「都立高等学校入学者選抜学力検査問題及び解答用紙」の印刷契約をPと特命
随意契約(第一次募集の契約金額:3,232万1,731円、第二次募集の契約金額:28
2万6,390円)により、「英語学力検査問題ほか10点」の印刷契約をQと特命随意契
約(契約金額:145万4,250円)により、それぞれ締結している。

また、東京消防庁は、「職員採用試験や内部昇任試験」の試験問題の印刷契約をRと特命随意
契約(契約金額計:458万5,251円)により締結している。

いずれも印刷契約に係る特命理由として、

学力検査問題の印刷は、世間に与える影響が大きく取扱いが極秘である

当該業者は、学力試験問題や大学の入試問題等の印刷に実績がある
などとしている。

しかしながら、本件のような契約において、機密の保持に最大限留意すべきことを認めたと
しても、同様の厳しい条件下で、競争入札により受託業者を決定している局もある。業者の体
制等について十分な調査を行うことにより、現在の受託業者以外の業者でも十分対応できると
思われる。

また、過去に契約実績があるとの理由だけでは、特命理由として十分ではなく、特命するに
は契約の性質又は目的が競争入札に適しないとする具体的理由が必要であり、長年にわたり契
約方法の見直しを行うことなく特命随意契約で行っているのは適切でない。

教育庁及び東京消防庁は、学力検査問題等の印刷に当たり、競争性を採り入れるなど契約方
法の見直しを行われたい。

(教 育 庁)

(東 京 消 防 庁)

(意見・要望事項 3)

特命による随意契約の見直しを検討すべきもの

港湾局は、「港湾施設用地における港湾の機能性等を考慮した乗率等に関する取扱要綱」に基づき、埋立地ごとに選定した画地について、その価格を求め、用地の長期貸付の貸付料決定の基礎資料とするため、表17のとおり、大井埠頭ほか2か所に係る価格調査の委託契約を、表18の業者と特命随意契約により締結している。

局は、本件契約の特命理由として、都の用地処分に係る鑑定評価作業に従事した実績を有し、当該調査対象地を含む周辺の土地に精通している、倉庫業者の収益性の分析について豊富な経験・実績を有する、東京港と同じく、用地を普通財産として長期貸付を行っている他港近辺の土地に関して実情を熟知している、国、地方公共団体及び民間の土地鑑定において豊富な経験を有しており、高い評価を受けている、当該調査をある程度継続して行ってきた実績を有し、その蓄積された豊富な知識、経験を応用しうるとして、昭和60年の事業開始以来、18年間の長期にわたり同一業者と特命随意契約を行っている。

しかしながら、本件事業は、鑑定評価の資格を有し、一定の経験のあるものであれば業務を行うことが可能であると判断される。

局は、特命による随意契約について見直しを検討されたい。

(港湾局)

(表17) 価格調査画地所在地

画地名	面積(m ²)	所在地
大井埠頭	6,600	東京都大田区東海4丁目6番地
中央防波堤内側	6,600	東京都江東区青海2丁目地先
若洲	6,600	東京都江東区若洲

(表18) 受託業者契約金額等

受託業者	契約金額(円)	契約期間
S	2,205,000	平成15.4.21~平成16.3.31
T	2,193,450	平成15.4.21~平成16.3.31
U	2,047,500	平成15.4.23~平成16.3.31

(意見・要望事項 4)

地下鉄駅施設の清掃委託に係る契約方法について検討すべきもの

交通局は、地下鉄駅施設及び高島平運輸指令所清掃委託をJと特命随意契約により締結している(契約金額:6億8,603万8,500円、契約期間:平成15.4.1~平成16.3.31)。

本件委託に係る清掃箇所としては、都営地下鉄浅草線、三田線、新宿線、大江戸線の各駅、乗務区仮泊所、駅に留置している鉄道車両、総合案内所及び高島平運輸指令所となっている。

局は、この契約の特命理由として、地下鉄駅施設及び運輸指令所には、通信機器、信号機器、防災設備など鉄道の保安上の重要な設備があり、作業の際には各機器の機能を十分に熟知していることが求められ、この業務を遂行できるのはJだけであるとしている。

ところで、運輸指令所及び駅に留置している鉄道車両などについては、鉄道の保安上の重要施設であり、局が掲げる特命理由に該当したとしても、地下鉄駅施設、乗務区仮泊所、総合案内所については、必ずしもそのまま該当するとは思われない。

局は、平成12年度財務監査における都監査委員の意見・要望に基づき、平成12年度から庁舎、車両検修場及び乗務区の清掃委託について特命随意契約から競争入札に移行するなど、従来の特命随意契約の見直しを行っているが、本件委託契約については、平成15年度以降においても特命随意契約のままとなっている。

特命随意契約は、あくまで例外的な契約方法であることに鑑み、局は、地下鉄駅施設等の清掃委託について特命で行う必要性を業務内容ごとに精査し、契約方法の見直しについて検討されたい。

(交 通 局)

(3) 特命随意契約の効果について

(指摘事項 12)

特命随意契約を見直し競争により契約を行うべきもの

主税局は、平成15年度に、軽油引取税の関係様式(18種類)を表19のとおり、Vから特命随意契約により購入している(購入金額:1,038万7,190円)。

局は、本件契約の特命理由として、種類が多い、様式改正がたびたび行われ、印刷では間に合わない場合がある、数量、配送を考慮すると、Vから購入した方が経済的、効率的であるなどとしている。

しかしながら、表20の類似印刷物契約例から見ると、当該様式の取得単価は購入より印刷による方が経済的と見込まれる。また、様式改正は、平成11年度に大幅な改正が行われたものの、それ以降は、平成15年度に2種類の改正があっただけであり、印刷で対応しても間に合わないという弊害が生ずるとは考えられないことから、他の様式印刷物と同様に、競争による印刷契約とすべきである。

局は、各様式の所要数量と取得単価等を精査し、印刷の方が妥当であるものについては、特命随意契約を見直し、競争により契約を行われたい。

(主 税 局)

(表19) 軽油引取税関係様式印刷物購入実績

(単位:円)

税 目	帳 票 名	数量(組)	単 価	金 額	規 格 等
軽油引取税	35号	15,450	29	448,050	A4・3枚複写
	35号納付書付	6,000	39	234,000	A4+納付書・3枚複写
	35号別表	66,700	29	1,934,300	A4・3枚複写
	35号の3	8,500		246,500	"
	43号の11	3,000		87,000	"
	43号の13	67,600		1,960,400	"
	43号の14	6,000		174,000	"
	43号の15	17,550		508,950	"
	43号の16	1,000		29,000	"
	43号の17	6,000		174,000	"
	43号の17別表1	10,460		303,340	"
	43号の17別表2	6,340		183,860	"
	43号の17別表5	56,110		1,627,190	"
	43号の17別表6	60,300		1,748,700	"
	43号の17別表7	9,500		275,500	"
	43号の17別表10	14,100		408,900	"
	43号の17別表11	500		14,500	"
43号の17別表12	1,000	29,000		"	
合計		356,110			10,387,190

(表20) 類似印刷物契約例

(単位:円)

帳 票 名	数量(組)	単 価	規 格 等
軽油引取税納入申告書(納付書付)	5,000	34.62	A4+納付書・3枚複写式
申告書の提出期限の延長の承認申請書(法人事業税)	4,850	11.6	A4・3枚複写式
自動車税・自動車取得税減免申請書(公益用)	10,000	8.6	"
"(身障用)	22,500	7.4	"
償却資産申告書	37,000	5.7	"
都民税(個人)調定額変更報告書	1,000	29.0	B4・3枚複写式
都民税(個人)調定額報告書	500	78.0	"

(指摘事項 13)

価格についての競争性を高める観点からコンペの運営を適切に行うべきもの

生活文化局は、表21のとおり、春・秋の交通安全運動事業のためのポスター制作等について、企画提案方式(以下「コンペ」という。)により受託業者を選定し、それぞれについて特命随意契約により委託契約を締結している。

ところで、本件におけるコンペは、局が前もって予定額を示しておき、後日、参加者から企画案等について提示・説明を受け、それぞれの内容を評価のうえ最優良案を選定する方法で行っている。

しかしながら、当該契約においては、企画案提示の際に提案価格を提出させていないため、採用された者は、事前に示されていた局の予定額と同額で見積書を提示し、その価格で契約する結果となっていることが認められた。

財務局通知においては、提案方式の実施に当たっては、「提案内容とともに提案価格を十分に勘案のうえ提案を選定すること」としており、局は、価格についての競争性を高める観点から、コンペの運営を適切に行われたい。

(生活文化局)

(表 2 1) コンペによる交通安全対策事業に係る契約

(単位 : 円)

契 約 件 名	履行期限(期間)	契約金額(予定額と同額)
「平成15年秋の東京都交通安全運動」事業のためのポスター、新聞広報用原画の制作委託	平成15.7.17	1,050,000
「平成16年春の全国交通安全運動」事業のためのポスター、新聞広報用原画の制作委託	平成16.1.23	1,050,000
「平成15年秋の東京都交通安全運動」事業のためのラジオスポット放送用テープ制作の委託	平成15.9.9	1,260,000
「平成16年春の全国交通安全運動」事業のためのラジオスポット放送用テープ制作の委託	平成16.3.19	1,260,000
渋滞対策「スムーズ東京21 拡大作戦」広報キャンペーンの企画運営委託	平成15.12.3 ~平成16.3.31	9,082,500

(指摘事項 14、15)

事務処理を適切に行うべきもの

福祉保健局は、心身障害者医療費助成事務を電算処理するため、「心身障害者医療費助成事務システム電算処理委託」契約をGと特命随意契約により締結している（契約金額：8,505万円、契約期間：平成15.4.1～平成16.3.31）。

ところで、この事務処理について見たところ、次のとおり不適切なものが見受けられた。

ア 前年度の履行状況について十分に勘案して契約を行うべきもの

本件契約書に添付されている電子計算事務処理委託契約条項第17条第2項によると、業務を処理するために都から引き渡された原票、資料及び貸与品等の返還時に、個人情報に係るものについては個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならないとされている。

しかしながら、当該条項に基づく当該特命業者からの個人情報の管理記録の提出及び報告が行われていない。

局は、速やかに特命業者を指導し、個人情報の管理記録の報告を提出させる必要がある。また、本件契約は、平成16年度も継続して締結されているが、今後、特命随意契約を継続しようとする場合は、前年度の履行状況についても十分に勘案したうえで契約を行われない。

イ 積算根拠等を明確にすべきもの

本件契約に係る予定価格の算定について見たところ、積算内訳を示す資料の添付がなされていないため、予定価格の算出根拠を確認することができなかった。

予定価格の設定にあっては、その妥当性を検証するために、積算根拠等を明確にしておく必要がある。

局は、積算根拠等を明確にされたい。

(福祉保健局)

(指摘事項 16)

受託業者の選定を適切にすべきもの

産業労働局は、緊急地域雇用創出特別基金事業として、間伐等森林整備のため「近在山林緊急整備事業業務委託」契約(契約金額:4,712万8,000円、契約期間:平成15.4.1~平成16.3.31)及び立木の本数、材積の調査等のため「都行造林地資源管理事業業務委託」契約(契約金額:2,491万2,000円、契約期間:平成15.4.1~平成16.3.31)を財団法人東京都農林水産振興財団(以下「振興財団」という。)とそれぞれ特命随意契約により締結している。

局は、本件契約の特命理由として、両契約とも、振興財団は分収方式による森林の造成を専門的に行っており、森林管理の技術やノウハウを有し、地域の森林組合、森林所有者からの信頼も厚いことから、当事業を適切に実施できる唯一の団体と認められている。

ところで、局は、契約日と同日(平成15年4月1日)に振興財団からWに両契約の事業について再委託することを承認している。再委託する理由としては、森林整備作業の技術、ノウハウを有している、地域の森林状況に精通し、関係地権者等の情報にも詳しく、的確かつ効率的な施業実施ができる唯一の団体である、作業者を雇用し、受入・管理することができる団体であるとしており、Wが作業者を雇用し、事業を実施していることが認められる。

また、本件契約の諸経費については、直接経費の13%とし、事業を実施するWの経費分を10%、連絡調整費等のための振興財団経費分を3%として計上しており、あらかじめ再委託を前提に特命随意契約を行っている。

本件契約において、振興財団は事業を除く連絡調整等を行っているものの、事業の主たる実施者はWであり、振興財団と特命随意契約する必要性が薄いことから、局は、受託業者の選定を適切にされたい。

(産業労働局)

(指摘事項 17)

羽田空港支所等の賃借について貸主と直接契約すべきもの

産業労働局は、都庁第一本庁舎、羽田空港構内及び京成上野駅構内で運営している東京観光情報センターの管理運営などのため、「東京観光情報センター管理運営業務等委託」契約を、社団法人東京コンベンション・ビジターズビューロー（平成15年11月に財団法人東京観光財団に改称。以下「観光財団」という。）と特命随意契約により締結している（契約金額：2億1,471万6,617円、契約期間：平成15.4.1～平成16.3.31）。

局は、本件契約の特命理由として、観光財団は、東京観光情報センターの業務運営を開設した平成12年度より受託しており、観光案内所の運営に関する高度な専門知識を有しているなどとしている。

ところで、観光財団は、表22のとおり、観光情報の収集やセンター管理運営業務などを自ら行い、それ以外の業務については、再委託により行っている。

しかしながら、その再委託業務の契約方法について見ると、観光財団は、それぞれ表中の委託業者からのみ見積書を徴し再委託しており、契約に当たって競争性が確保されていない。

また、羽田空港支所及び京成上野支所の賃借費922万524円については、観光財団に委託せず、局が直接賃借すべきものであり、表23のとおり、管理費及び消費税96万8,154円の不経済支出を生む結果となっている。

局は、観光財団の再委託に当たって競争性を確保するよう指導、監督するとともに、羽田空港支所及び京成上野支所の賃借については、貸主と直接契約されたい。

(産業労働局)

(表22) 東京観光情報センター管理運営業務等の契約状況

(単位:円)

業者名	委託内容	金額
X	都庁本部・京成上野支所情報収集の補助・提供等	96,811,390
Y	ホームページの管理運営	40,000,000
Z	羽田空港支所情報収集の補助・提供等	27,839,960
a	羽田空港支所(20㎡)賃借費	3,100,524
b	京成上野支所(12.81㎡)賃借費	6,120,000
観光財団	観光情報の収集等、センター管理運営業務等の一体的管理、人材育成、電話料金、清掃委託、光熱費等の支払い業務、東京周遊マップ増刷分	4,010,960
観光財団及び X	東京都観光ボランティアの管理運営	8,019,000
合計		185,901,834
管理費(10%)	財団経費	18,590,183
消費税		10,224,600
総合計		214,716,617

当該賃借費には消費税が除かれている。

(表23) 現支出と賃借費を委託によらない場合との差額

(単位:円)

区分	現支出 (A)	賃借費を委託によらず直接支出した場合			差額 (A - D)
		賃借費を除く支出 (B)	賃借費 (C)	合計 (D = B + C)	
直接経費	185,901,834	176,681,310	9,220,524	185,901,834	0
管理費	18,590,183	17,668,131	0	17,668,131	922,052
消費税	10,224,600	9,717,472	461,026	10,178,498	46,102
合計	214,716,617	204,066,913	9,681,550	213,748,463	968,154

(指摘事項 18)

水道ニュースの作成委託契約から印刷を分割し競争による契約とすべきもの

水道局は、すべての水道利用者に水道事業への理解と関心を深めてもらうことを目的として、平成15年度から従来の広報誌「水道ニュース」の内容・規模を刷新・拡大することとし、「水道ニュース作成委託単価契約」をcと特命随意契約により締結している（契約金額：5,569万9,875円、契約期間：平成15.4.1～平成16.3.31）。

ところで、本件契約は、企画・デザインから印刷に至るまでの一連の業務について、コンペ方式を採用し、複数業者から提案された企画案を審査し、契約の相手方を選定している。

本件委託については、企画・デザイン等の業務と印刷業務を一体として委託しているが、企画提案時における参加者それぞれの提案価格の経費内訳について見たところ、印刷経費については、採用された提案より低価格のものもあり、全体経費のなかで、表24のとおり約9割の比率を占める印刷を企画・デザインとあわせて契約しなければならない理由及び競争契約に変更できない理由は特段認められない。

他の局においても、企画・デザインと印刷とは別個の契約処理とし、経済性の観点から印刷を競争契約としていることから、局は、水道ニュース作成委託契約から印刷を分割し、競争による契約とされたい。

(水 道 局)

(表 2 4) 「水道ニュース」の経費内訳

業 務 種 別	金 額 (円)	経 費 割 合 (%)
企 画 等	7,082,775	12.7
印 刷	48,617,100	87.3
合 計	55,699,875	100.0

(指摘事項 19)

印刷物の作成契約を分割し競争による契約とすべきもの

教育庁は、「平成15年度退職準備講習会、退職準備セミナー、嘱託員退職時講習会及び退職準備ガイドブック作成」の委託をdと特命随意契約により締結している(契約金額:755万6,417円、契約期間:平成15.5.16~平成16.3.26)。

庁は、本件契約の特命理由として、dは、

公立学校教職員の福利厚生に寄与すること等を目的としており、本事業の実施主体として信頼性が高い

健康管理分野の専門団体であり、従来から同分野の講師を担当している

平成2年度より当事業を受託しており、その経験や蓄積された知識に裏付けられた信頼性及び実績を兼ね備えている

などとしている。

ところで、本件契約に係る契約内容について見ると、表25のとおり、約65%に当たる486万余円が資料・ガイドブック等の印刷経費となっている。

これらの印刷物については、庁が編集しており、作成も再委託により行っていることから見ても、dに委託する実益があるとは言えず、資料・ガイドブック等の印刷をdに特命して委託する合理的な理由は認められない。

庁は、当該契約から印刷物の作成を分割し、競争による契約とされたい。

(教育庁)

(表25)退職準備事業等の契約内容

(単位:円)

項目	講習会・準備セミナー等	ガイドブック	金額計
報酬	268,200	178,200	446,400
旅費	105,000		105,000
印刷費 (送料込)	通知文、資料等の印刷 1,685,900	ガイドブックの印刷 3,174,668	4,860,568
賃金	1,130,400		1,130,400
事務費	318,940	335,280	654,220
消費税	175,422	184,407	359,829
合計	3,683,862	3,872,555	7,556,417

(意見・要望事項 5)

契約内容の見直しを検討すべきもの

生活文化局は、旅券申請に関する情報を広く提供するため、電話回線を利用して24時間体制による自動音声通話やFAXサービス(以下「サービス」という。)の委託契約をeと特命随意契約により締結している(契約金額:630万円、契約期間:平成15.4.1~平成16.3.31、事業開始:平成5年度)。

ところで、サービスについて、平成11年度から平成15年度までの利用状況について見ると、表26のとおり、旅券申請件数の減少に伴い、サービスの利用実績は、それを上回る大幅な減少となっている。この要因としては、平成12年度から局のインターネット上のホームページにも同種の情報を掲載したことから、ホームページの利用が多くなったものと考えられる。

しかしながら、本件の契約内容については、開設当初から同一の仕様(電話回線24回線)のままで、利用実態に見合った回線数の見直しを行っていない。

局は、サービスの利用実績の推移と今後の動向を踏まえ、契約内容の見直しを検討されたい。

(生活文化局)

(表26) サービスの受信件数と旅券申請者数の推移

(単位:件、人)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
総受信件数	264,510	186,093	119,835	81,160	55,584 〔平成11年度 の21.0%〕
内 音 声	176,746	124,204	81,758	56,798	41,093 〔平成11年度 の23.2%〕
旅券申請者	823,329	762,367	537,587	515,210	428,072 〔平成11年度 の51.9%〕

別紙 1

競争入札ではなく随意契約による場合の根拠法令

地方自治法第234条（契約の締結）

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

政令で定める場合は次のとおりである。

地方自治法施行令第167条の2第1項（随意契約）

地方自治法第234条（契約の締結）第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 四 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 五 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 六 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 七 落札者が契約を締結しないとき。

（注）平成16年11月10日付で地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第344号）が施行されており、本報告書に記載した地方自治法施行令については、監査対象期間の平成15年度の契約に適用された、改正前の旧地方自治法施行令の記述である。

行政監査「特命随意契約」に関する調査票（総括票）

局

（単位：件、円、％）

種 別	契約件数 （全件） （A）	契約金額合計 （全件分） （B）	特命契約 件 数 （C）	特命契約金額 （特命契約分） （D）	特命件 数 率 C/A	特 命 金額率 D/B
工 事						
委 託						
物品の購入						
物品の借入						
そ の 他						
合 計						

（注 1） 調査対象は、平成 15 年度契約締結分（財務契約分・準備契約分を含む）となります。

（注 2） 票中の「特命件数率」及び「特命金額率」については、C/A、D/B で計算した結果に 100 を乗じ、小数点第 1 位までの表記とし、小数点第 2 位以下は切捨て処理で係数を整理してください。

(種別: 工事・委託・物品購入・借入・その他)

(枚中 枚)

番号	契約番号	件名 (起案部課)	当初(議決)予算額 (千円)	契約金額 (千円)	変更後契約額 (千円)	契約相手方	契約期間(年月日)		1 継続 (開始年度、実施間隔)	左記の1及び3を選択した場合	1 国庫	1 法令	特命契約した理由	積算単価の算出根拠				根拠法令等		担当者 (内線)
							2 単年度	3 複数年						1 過去の実績	2 複数者から見積書を徴し市場価格を調査のうえ単価設定	3 契約相手側から見積書を徴しその価格で単価設定	4 その他の積算基準等を適用()	自治令167の2第1項(234567)	特命理由に関する財務局への事前協議済	
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
計	(件)							1() 2() 3()	(件)	1() 2() 3()	(件)	1() 2() 3() 4()	(件)	1() 2() 3() 4()	(件)	1() 2() 3() 4()	1() 2() 3() 4()	5() 6() 7()		

社会教育施設の管理運営
都立図書館サービスについて

目 次

第 1 監査の概要	4 9
1 監査の目的	4 9
2 監査の対象	5 0
3 監査の観点	5 0
4 実地監査等の場所及び期間	5 1
第 2 都立図書館の概況等	5 2
第 3 監査の結果	5 5
1 広域的自治体の図書館としてのサービス提供について	5 5
(1) 広域的自治体の図書館としてのサービス向上に向けた取組の強化に努めるべきもの	5 6
(2) 外国語図書目録のデジタル化を図り、インターネットで検索できるようにすべきもの	5 7
(3) 映画フィルム等の視聴覚資料目録を O P A C に登録すべきもの	5 8
(4) 録音資料等の視覚障害者用資料目録をインターネットで検索できるようにすべきもの	5 9
(5) インターネットに接続可能な端末機を増設し、検索機能の拡充に努めるべきもの	6 0
(6) 都の行政刊行物の図書情報について、各局の協力を得て効率的な収集に努めるべきもの	6 1
2 区市町村立図書館等との協力・連携について	6 2
(1) 区市町村立図書館への協力貸出制度の運用について、見直しを検討すべきもの	6 3
(2) 区市町村立図書館との協力・連携の強化に努めるべきもの	6 4
3 図書館事業、施設等の管理運営について	6 5
(1) 複写業務委託契約の取扱いを見直すべきもの	6 6
(2) 視聴覚資料の特性を考慮した管理方針を定め、適切な活用・保存を行うべきもの	6 7
(3) 日比谷図書館の利用実態等を踏まえ、今後のあり方について検討すべきもの	6 8

社会教育施設の管理運営 都立図書館サービスについて
(教育庁ほか)

第1 監査の概要

1 監査の目的

図書館は、とりわけ身近な社会教育施設であり、多くの住民の日常生活に密着した施設である。近年の少子高齢化の進展や情報通信技術の発展など社会環境の変化の中で、生涯学習のニーズの高まりや高度情報社会への対応など、図書館に求められる役割はますます重要となってきた。また、最近では各地の図書館が新たな取組に挑戦しており、米国に源を発するビジネス支援図書館の取組や子ども読書活動の推進など、地域の拠点として、情報の宝庫である図書館の役割が改めて見直されている。

現在、都内には蔵書数620万余冊を誇る国立国会図書館をはじめ、大学、博物館、美術館の図書館など、多種多様な図書館がある。また、図書貸出など身近なサービスを提供している区市町村立図書館が、表1のとおり、質量ともに充実してきており、こうした中で、都立図書館の果たすべき役割も大きく変化した。

このような状況を踏まえ、都立図書館は、都民に対して広域的・総合的に情報サービスを提供する「広域的自治体の図書館」として、また、区市町村立図書館を支援して図書館サービスの充実を図る「図書館の図書館」として、その役割を適切に担っていくことが求められている。都立図書館あり方検討委員会が、平成14年1月に「今後の都立図書館のあり方」と題する報告書を発表し、都立図書館では、この報告書に沿って運営方針の見直しや都内公立図書館横断検索システムの運用を開始するなど、サービスの向上に向けた取組が進められてきた。

都立図書館が、今後とも都民の期待に応え、首都東京の産業、教育、文化等の発展に広く寄与していくためには、他の図書館と適切に役割を分担しながら、都立図書館にふさわしい役割や機能を果たしていくとともに、厳しい財政状況等を踏まえた効率的かつ効果的な管理運営を行っていくことが重要である。このような視点に立って、都立図書館の今後の運営に資することを目的として、監査を実施した。

(表1) 都内公立図書館の推移

項 目		平成5年度	平成10年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
都立図書館	館数 (館)	3	3	3	3	3
	蔵書数 (冊)	2,131,641	2,465,078	2,473,482	2,265,689	2,310,879
	入館者数 (人)	1,537,451	1,321,693	794,258	1,092,332	1,112,920
区市町村立図書館	館数 (館)	358	380	389	392	388
	蔵書数 (冊)	30,038,824	35,641,705	38,349,160	39,277,832	39,352,530
	館外貸出 図書冊数 (冊)	59,569,773	72,193,577	77,021,373	79,124,219	84,324,430

2 監査の対象

都立図書館を中心に、図書館等を併設する都立社会教育関係施設を対象として監査を実施した。

(1) 都立図書館(3館)

中央図書館、多摩図書館、日比谷図書館

(2) 図書館等を併設する都立社会教育関係施設(10所)

都立大学附属図書館、保健科学大学附属図書館、都民情報ルーム資料閲覧コーナー、江戸東京博物館図書室、写真美術館図書閲覧室、現代美術館美術図書室、東京都美術館美術図書室、東京文化会館音楽資料室、多摩社会教育会館旧資料室、東京都議会図書館

3 監査の観点

都立図書館が、首都東京の図書館として、その役割や機能分担に沿った適切な図書館サービスを提供し、効率的な管理運営を行っているかについて、下記の観点から監査を実施した。

<観点1> 広域的自治体の図書館としての役割を適切に果たしているか。

都立図書館は、都立3館の一体的な運営、入館年齢制限の撤廃、インターネットを利用した蔵書検索サービスの提供など、サービス向上に取り組んでいる。こうした取組を踏まえ、専門的なレファレンス・サービスや学術研究・政策立案への支援の充実、インターネットへの対応など、「広域的自治体の図書館」としての課題に対して適切に対応しているか、について検証する。

- (1) 専門的なレファレンス・サービスなど、高度なサービスが適切に提供されているか。
- (2) 館内パソコンやインターネットでの蔵書検索など、情報化への対応は適切に行われているか。
- (3) 政策立案支援サービスなど、学術研究や政策立案への支援は適切に行われているか。

<観点2> 大学や他の社会教育施設、区市町村立図書館と積極的な協力・連携を図っているか。

都立図書館は、区市町村立図書館に対して、蔵書の協力貸出、協力レファレンス、職員研修、講師派遣などを行っている。このような区市町村立図書館との協力・連携を中心に、大学や他の社会教育施設を含めた関係施設との協力・連携を積極的かつ効果的に行い、「図書館の図書館」として図書館サービス全体の向上を適切に行っているか、について検証する。

- (1) 協力貸出、協力レファレンスなど、業務に関する協力・連携は適切に行われているか。
- (2) レファレンス研修、講師派遣など、人材育成に関する協力・連携は適切に行われているか。
- (3) 各種協議会の運営など、図書館間の連絡調整は適切に行われているか。

< 観点3 > 管理運営は効率的か。

都立図書館は、中央及び多摩図書館での図書購入の見直し、複写サービス等の業務委託など、管理運営の効率化を図っている。現在の厳しい財政状況を踏まえ、より一層の効率的運営に努めているか、また、都民の貴重な財産である所蔵資料や図書館施設の管理が適切に行われているか、について検証する。

(1) 複写業務、協力貸出業務の委託など、アウトソーシングは適切に行われているか。

(2) 図書、視聴覚資料の活用状況など、資料の収集、整理、保管等は適切に行われているか。

(3) 各種情報コーナーの設置など、施設の活用と管理は適切に行われているか。

4 実地監査等の場所及び期間

(1) 実地監査の場所

【大学管理本部】 管理部

都立大学附属図書館

保健科学大学附属図書館

【生活文化局】 総務部

文化振興部

都民情報ルーム資料閲覧コーナー

江戸東京博物館図書室

写真美術館図書閲覧室

現代美術館美術図書室

東京都美術館美術図書室

東京文化会館音楽資料室

【教 育 庁】 総務部

生涯学習スポーツ部

中央図書館

多摩図書館

日比谷図書館

多摩社会教育会館旧資料室

【議 会 局】 管理部

東京都議会図書館

(2) 関係人調査の場所

大田区立大田図書館、品川区立大崎図書館、杉並区立中央図書館、江戸川区立中央図書館、立川市中央図書館、八王子市中央図書館

(3) 実地監査等の期間

平成16年9月27日から同年11月11日まで

第2 都立図書館の概況等

都立図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、東京都立図書館条例（昭和39年条例第112号）により、中央図書館、多摩図書館及び日比谷図書館の3館が設置されている。

都立図書館事業費の推移は、表2のとおりであり、平成15年度実績は、23億6,529万余円、うち事業費7億7,133万余円、人件費15億9,396万余円となっている。

都立図書館各館の概況は、表3のとおりである。各館は、中央図書館の統括の下に相互に機能を分担し、密接な連携の下に一体的な運営を行うものとし、中央図書館は、都立図書館3館の中心館として、主に情報サービス、都内公立図書館その他図書館等に対する協力支援及び政策立案への協力支援を行っている。また、多摩図書館は、主に児童資料、青少年資料、文学及び多摩地域の行政郷土資料に関する情報サービスを行っており、日比谷図書館は、主に図書館資料の貸出を行っている。3館共通の事業として図書館資料の館内利用、複写などがある。

なお、監査対象とした図書館等を併設する都立社会教育関係施設の概況は、表4のとおりである。

(表2) 都立図書館事業費の推移

(単位：千円)

項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度 (予算)
都立図書館事業(3館合計)	2,997,781	2,744,728	2,551,785	2,365,298	2,321,483
事業費	1,160,782	913,451	843,571	771,336	819,794
管理運営等	423,560	321,473	325,891	288,596	276,524
サービス事業	111,464	82,304	65,952	58,212	95,544
資料収集・整理	412,256	306,818	262,301	236,753	202,327
貴重資料の復元	-	8,330	7,850	9,163	7,952
図書館電算システムの運営	212,102	193,431	180,535	177,814	236,481
図書館協議会	1,399	1,093	1,040	796	966
人件費	1,836,999	1,831,277	1,708,214	1,593,962	1,501,689

(注) 各欄の数値は千円未満を切り捨てているため、合計欄の数値と一致しないことがある。

(表3)都立図書館の概況

(平成16年4月1日現在)

施設名	中央図書館	多摩図書館
所在地	港区南麻布5-7-13	立川市錦町6-3-1
開館年月日	昭和48年1月23日	昭和62年5月10日
組織・職員数	2部4課 119名(うち司書94名)	1課 23名(うち司書20名)
開館時間	平日:10時~21時 土・日・祝・休日:10時~17時30分	平日:9時30分~19時 土・日・祝・休日:9時30分~17時
休館日	第1木曜日、第3日曜日、年末年始ほか	第1木曜日、第3日曜日、年末年始ほか
施設	1 延床面積 23,196㎡ 地上5階 地下2階 (平成8年施設・設備改修) 2 収蔵能力 203万冊(うち開架25万冊) 3 閲覧席 990席	1 延床面積 4,351㎡ 3 機関併設建物の一部(昭和62年新築) 2 収蔵能力 108万冊(うち開架9万冊) 3 閲覧席 134席
蔵書資料 (平成16.3.31現在)	1 図書 1,482,363冊 2 新聞 1,049紙 3 雑誌 12,017誌 4 視聴覚資料 14,855点	1 図書 696,655冊 2 新聞 721紙 3 雑誌 7,412誌
主な事業内容	1 図書館資料の館内利用 2 都民及び利用者への高度・高品質な情報サービスの提供 3 広範にわたる資料の収集及び長期的保存 4 視覚障害者に対する資料の朗読及び録音 5 都内公立図書館及び学校等への協力支援 6 図書館未整備地域に対する補完サービス 7 政策立案への協力支援	1 図書館資料の館内利用 2 中央図書館と連携した情報サービスの提供 3 児童・青少年、文学、多摩行政資料等の収集及び資料の長期的保存 4 視覚障害者に対する資料の朗読及び録音 5 都内公立図書館及び学校等への協力支援 6 児童・青少年資料に関するサービス
サービス実績 (平成15年度)	1 開館日数 309日 2 協力貸出 図書 74,274冊 3 入館者 321,841人 (1日当たり 1,042人) 4 レファレンス 106,025件	1 開館日数 309日 2 協力貸出 図書・雑誌 75,688冊 3 入館者 74,248人 (1日当たり 240人) 4 レファレンス 9,651件

施設名	日比谷図書館
所在地	千代田区日比谷公園1-4
開館年月日	明治41年11月16日
組織・職員数	1課 26名(うち司書21名)
開館時間	平日:10時~20時 土・日・祝・休日:10時~17時
休館日	第1木曜日、第3日曜日、年末年始ほか
施設	1 延床面積 10,154㎡ 地上4階 地下1階 (平成14年耐震改修) 2 収蔵能力 43万冊(うち開架19万冊) 3 閲覧席 428席
蔵書資料 (平成16.3.31現在)	1 図書 131,861冊 2 新聞 187紙 3 雑誌 1,049誌 4 視聴覚資料 36,408点
主な事業内容	1 図書館資料の館外貸出し及び館内利用 2 視聴覚資料に関するサービスの提供 3 新聞・雑誌に関するサービスの提供 4 読書相談
サービス実績 (平成15年度)	1 開館日数 311日 2 貸出 個人 255,245冊 3 入館者 716,831人 (1日当たり 2,305人) 4 レファレンス 49,505件

(表4)図書館等を併設する都立社会教育関係施設の概況

(平成16年4月1日現在)

施設名	都立大学付属図書館	都立保健科学大学 附属図書館	都民情報ルーム 資料閲覧コーナー
所在地	八王子市南大沢1-1	荒川区東尾久7-2-10	新宿区西新宿2-8-1
開館(室)年月	昭和24年4月	平成10年4月	昭和35年10月
職員数	4名	2名	1名
開館時間	平日	9時～21時	9時～18時15分
	土日祝休	9時～17時	休館
休館日	日曜日、祝日、年末年始、 開学記念日ほか	土曜日、日曜日、祝日、 第4木曜日、年末年始ほか	土曜日、日曜日、祝日、 年末年始ほか
蔵書資料	図書	1,568,706冊	34,645冊
	その他	雑誌：9,492種類 視聴覚資料：6,144点	雑誌：205種類 視聴覚資料：3,012点
蔵書資料			広報誌：135種類 地図：551枚 ビデオ：1,941本 CD-ROM等：340枚
平成15年度利用者数	195,192人	91,106人	193,318人

施設名	江戸東京博物館図書室	写真美術館図書閲覧室	現代美術館美術図書室
所在地	墨田区横綱1-4-1	目黒区三田1-13-1	江東区三好4-1-1
開館(室)年月	平成5年3月	平成7年1月	平成7年3月
職員数	7名	3名	7名
開館時間	平日	9時30分～17時30分	10時～18時
	土日祝休		
休館日	月曜日、年末年始ほか	月曜日、年末年始ほか	月曜日、年末年始ほか
蔵書資料	図書	145,716冊	49,089冊
	その他		雑誌：約3,000種類 カタログ：53,249冊 マイクロ資料：823点
蔵書資料		逐次刊行物：27,175種類 視聴覚資料：147点	
平成15年度利用者数	36,562人	24,548人	31,199人

施設名	東京都美術館美術図書室	東京文化会館音楽資料室	東京都議会図書館
所在地	台東区上野公園8-36	台東区上野公園5-45	新宿区西新宿2-8-1
開館(室)年月	昭和51年6月	昭和36年10月	昭和18年7月
職員数	1名	5名	2名
開館時間	平日	10時～17時	9時～17時
	土日祝休		休
休館日	毎月第1・3月曜日、 年末年始ほか	月曜日、年末年始ほか	土曜日、日曜日、祝日、 年末年始ほか
蔵書資料	図書	7,027冊	82,223冊
	その他		CD：23,264枚 LP：39,112枚 楽譜：31,949冊
蔵書資料			視聴覚資料：396点
平成15年度利用者数	10,288人	25,237人	4,873人

第3 監査の結果

1 広域的自治体の図書館としてのサービス提供について

都立図書館は、広域的自治体の図書館として、その役割を踏まえた図書館サービスを的確に提供することが求められている。ところで、都立図書館の現況をみると、中央及び多摩図書館において入館者数やレファレンス注1件数が減少傾向にある一方で、インターネットによる都立図書館ホームページの閲覧件数や蔵書検索の件数が増加しており、情報通信技術の進展など環境変化の中で、都立図書館への利用者ニーズが変化していることがうかがえる。都立図書館は、こうした利用者ニーズの変化を的確に捉え、効果的・効率的にサービスを提供していく必要がある。

近年、図書館では、従来のカード目録に登録されていた情報が、電子情報としてOPAC(Online Public Access Catalog、オンライン検索用目録)に登録されており、館内での検索だけでなく、インターネットを通じてパソコンや携帯電話などから検索できるようになっている。都立図書館は、これに加え、都内公立図書館の横断検索システム^{注2}を構築して、広域的自治体の図書館としてのサービスの充実を図っている。こうしたサービスを行うために、全ての図書情報を登録しておく必要があるが、都立図書館が収蔵している図書のうち外国語図書、視聴覚資料等が登録されていないなど、改善を検討すべき点が見受けられた。

また、都立図書館は、調査研究図書館として、様々な分野の高度・専門的なレファレンスを行っている。その一環として、東京に関する資料を収集しているが、このうち、行政刊行物については、レファレンスを行うのに必要な図書情報を積極的に収集していくことが望まれる。

以上のとおり、都立図書館について、広域的自治体の図書館としての役割を踏まえて、さらなる図書館サービスの充実を図っていく必要があり、具体的には、以下のとおり改善・検討すべき点が認められた。

注1：レファレンス

図書館の利用者がある事柄について調べたい場合に、図書館がその事柄が判明する手助けとなる図書等の情報を提供すること。

注2：都内公立図書館横断検索システム

都立図書館が運営している横断検索システムは、都立図書館のホームページから東京都内各区市町村立図書館のホームページにある蔵書検索システムを横断的に検索できるシステムである。平成15年度末の参加自治体は39団体(館数279館)、総蔵書数2,700万冊以上となっている。

< 意見・要望事項 - 1 >

(1) 広域的自治体の図書館としてのサービス向上に向けた取組の強化に努めるべきもの

都立図書館は、アンケートの実施などにより、都立図書館利用者のニーズを的確に把握するとともに、それに基づき、経営指標を選定し、数値目標を設定するなど、広域的自治体の図書館としてのサービス向上に向けた取組の強化に努められたい。

都立図書館は、平成14年4月から3館で相互に機能を分担し、密接な連携による一体的な運営を開始し、機能特化の推進など広域的自治体の図書館として高度・専門的なサービスの提供に努めている。

こうした取組の充実を図り、今後の図書館運営やサービスの向上の参考とするため、都立図書館は、平成14年11月に来館者の利用実態調査を実施した。その後も、都立図書館は様々な取組を行っているが(経緯については、表5のとおり)、図書館利用者を取り巻く環境が大きく変化していることから、アンケート調査などを実施し、利用者ニーズの把握及びそれまでの取組に対する検証を行っていく必要がある。

平成13年7月の文部科学省告示「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、公立図書館は、サービス水準の向上を図るため、各々適切な指標を選定して数値目標を設定し、その達成状況等の点検及び評価を行うよう努めなければならないとしている。

都立図書館は、こうした趣旨も踏まえて、利用者ニーズを適時的確に把握し、広域的自治体の図書館としてサービス水準のさらなる向上を図ることが望まれる。

(表 5) 利用実態調査の実施及びその前後の経緯

平成13年	7月	文部科学省告示「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」
平成14年	1月	「今後の都立図書館のあり方 - 社会経済の変化に対応した新たな都民サービスの向上を目指して - 」(都立図書館あり方検討委員会報告)
	3月	利用実態調査(中央・多摩)
	4月	3館を組織統合し、都立図書館として一体化運営を開始 入館年齢制限を撤廃
	11月	利用実態調査(3館)
	12月	都内公立図書館横断検索システムの運用開始
平成15年	4月	都立図書館ホームページに「こどもページ」を開設
	12月	無線LANインターネットサービス開始
平成16年	4月	各館の開館時間延長

< 指摘事項 - 1 >

(2) 外国語図書目録のデジタル化を図り、インターネットで検索できるようにすべきもの
都立図書館は、利用者の利便性向上のために、中央及び多摩図書館で所蔵している中国語等の外国語図書目録のデジタル化を図るとともに、インターネットで検索ができるようにされたい。

中央及び多摩図書館では、中国語、韓国・朝鮮語の図書及び児童資料を表6のとおり所蔵している。現在、図書館システムがこれらの外国語に対応できないため、図書目録はOPACに登録されておらず、利用者は、図書をカード目録等で調べる状況となっている。

ところで、都立大学附属図書館では、国立情報学研究所がサービスを行っている検索システム（NACSIS-Webcat：目録所在情報サービス、接続機関は表7のとおり）^注との接続を行っており、中国語図書等を含む外国語図書についてもインターネットからの蔵書検索が可能となっている。

このため、都立図書館もこの検索システムを利用することにより、中国語等の外国語図書目録のデジタル化を行うことが可能であることから、大学その他研究機関等との連携をも見据えつつ、インターネットで検索できるようにすることが必要である。

(表 6) 図書館の中国語、韓国・朝鮮語図書の所蔵数 (平成16年3月31日現在)

区 分	中国語図書	韓国・朝鮮語図書	中国語、韓国・朝鮮語の児童資料
中央図書館	50,820 冊	13,582 冊	-
多摩図書館	-	-	3,812 冊

(表 7) NACSIS-Webcat 接続機関 (平成16年10月31日現在)

機 関 種 別	機 関 数
大学・短期大学	759 機関
高等専門学校	58
道府県立図書館	30
その他研究機関等	183
合 計	1,030

注：NACSIS-Webcat (National Center for Science Information Systems-Webcat)

全国の大学図書館等が所蔵する図書・雑誌等の総合目録データベース等の情報をインターネット上で検索できるシステムであり、国立情報学研究所が運営している。現在、国立大学を始めとする1,030の機関が加盟している。

< 指摘事項 - 2 >

(3) 映画フィルム等の視聴覚資料目録をOPACに登録すべきもの

都立図書館は、中央及び日比谷図書館に所蔵している視聴覚資料目録を、インターネット等で検索できるようにOPACに登録されたい。

中央及び日比谷図書館で所蔵している視聴覚資料は、表8のとおりである。これらは、視聴覚室のパソコンで管理されているが、都立図書館のOPACには登録されていない。このため、利用者は、インターネットや蔵書検索用端末機で検索を行うことができず、カード目録等で調べる状況となっている。

多くの区市町村立図書館で視聴覚資料目録をインターネットで検索できるようになっており、都立図書館においてもOPACに登録し、利用者の利便性の向上を図る必要がある。

(表 8) 都立図書館で所蔵している視聴覚資料

(平成 1 6 年 3 月 3 1 日 現 在)

区 分	中央図書館	日比谷図書館	合 計
映画フィルム (巻)	2,049	9,705	11,754
16mm映画フィルム	1,914	9,705	11,619
8mm映画フィルム	135	-	135
ビデオテープ (巻)	5,415	-	5,415
レーザーディスク・DVD (枚)	460	-	460
スライドフィルム (枚)	264	2,661	2,925
レコード・CD (枚)	5,418	19,513	24,931
録音テープ (巻)	1,136	4,529	5,665
航空写真ネガフィルム (本)	113	-	113
合 計 (点)	14,855	36,408	51,263

< 指摘事項 - 3 >

(4) 録音資料等の視覚障害者用資料目録をインターネットで検索できるようにすべきもの
都立図書館は、中央及び多摩図書館で所蔵する視覚障害者用資料について、その所蔵状況や内容をインターネットで検索できるようにされたい。

中央及び多摩図書館で所蔵している視覚障害者用資料は、表9のとおりであり、これらはOPACに登録されていないため、都立図書館の検索システムで、資料目録を検索できない。所蔵している資料のうち、都立図書館が製作した視覚障害者用資料（中央図書館分2,620件、多摩図書館分906件）については、国立国会図書館が提供している「点字図書・録音図書全国総合目録」に登録されていることから、これを使うことによりインターネット検索が可能となっている。

しかし、それ以外の所蔵資料については、インターネットで検索できない状況にあることから、都立図書館で製作した視覚障害者用資料以外の所蔵資料についてもインターネットで検索できるようにする必要がある。

(表9) 都立図書館が所蔵している視覚障害者用資料(平成16年3月31日現在)(単位:件)

区 分	中央図書館	多摩図書館	合 計
録 音 資 料	3,570	3,012	6,582
点 訳 資 料	526	300	826
点 字 雑 誌	7	10	17
録 音 雑 誌	4	16	20
合 計	4,107	3,338	7,445

< 意見・要望事項 - 2 >

(5) インターネットに接続可能な端末機を増設し、検索機能の拡充に努めるべきもの

都立図書館は、インターネットが重要な情報基盤となっている現状を踏まえ、今後インターネットに接続可能な端末機を増設し、検索機能の拡充に努められたい。

情報通信技術の進展の中、都立図書館においても、高度・専門的な図書館サービスを推進するため、インターネット環境の整備が求められている。このような状況を受け、都立図書館は、3館合計で97台設置している蔵書検索性端末機のうち各館1台計3台について、平成16年3月からインターネット接続の試行を開始している。

ところで、平成14年11月の来館者に対する利用実態調査では、都立図書館に期待する新しいサービスとして、「図書館内からインターネットを使える環境の充実(30.8%)」との要望が最も高く、都立関係機関においても、都立大学付属図書館がインターネット用利用者端末機を14台設置するなど環境整備が進んでいる。

現況においては、既に接続を開始している3台を除き、来館者が館内で横断検索システムを利用できない状況となっている。検索機能の提供のみならず、高度情報化に対応した情報ツールとして、インターネット環境の提供も図書館サービスの一環として重要であり、都立図書館においてインターネットに接続可能な端末機の増設が望まれる。

< 意見・要望事項 - 3 >

(6) 都の行政刊行物の図書情報^{注1}について、各局の協力を得て効率的な収集に努めるべきもの
都立図書館では、調査研究図書館として、都の行政刊行物を幅広く収集している。こうした行政刊行物に関わる図書情報は市販の図書に比べて少なく、的確なレファレンスを行うために多様な図書情報を収集することが望まれる。都立図書館は、行政刊行物の図書情報を効率的に収集する仕組みづくりに努められたい。

都立図書館は、市販の図書については、本とその本に関わる情報（図書情報）を結びつける I S B N (International Standard Book Number : 国際標準図書番号)^{注2} や M A R C (M A c h i n e R e a d a b l e C a t a l o g i n g : 機械可読目録)^{注3} 等のコードを活用して、その図書情報を自動的に取得し、さらに、図書館独自の情報を付加して O P A C に登録している。

こうした図書情報は、利用者が必要とする図書を検索し、図書館がレファレンスを行うために重要な情報となっている。

ところで、都立図書館は、調査研究図書館として、様々な分野の高度・専門的なレファレンスを行っている。その一環として、東京に関するあらゆる分野の資料を収集し活用している。このうち、行政刊行物については、I S B N 等のコードが無く、O P A C への登録は、図書館職員が、手作業により行っている。また、図書情報は、市販の図書と比べて少なく、レファレンスを行うために必要な図書情報を積極的に収集することが望まれる。

都立図書館は、各局が作成するプレス発表資料、概要等の電子情報を活用するなど、関係各局の協力を得て、行政刊行物の図書情報を効率的に収集する必要がある。

注1：図書情報

ここでは、出版者、出版年などの目録情報に、発行目的や概要等の書誌情報を加えたもの。

注2：I S B N (International Standard Book Number) 「国際標準図書番号」

世界で一般に市販される図書について、発行国、出版者等の図書情報を扱い識別するための10桁の数字を割り振る国際的な規格。

注3：M A R C (M A c h i n e R e a d a b l e C a t a l o g i n g) 「機械可読目録」

コンピュータ上で図書を検索する機能に対応するよう作成された図書情報目録データ。一冊ごとの本のプロフィールであり、利用者が求める本を探すための鍵となるもの。

2 区市町村立図書館等との協力・連携について

都立図書館は、「図書館の図書館」として、都民に対する図書館サービスを全体で向上させるため、住民に身近な区市町村立図書館との協力・連携に努めていくとしている。

都立図書館は、区市町村立図書館に対して、蔵書の貸出、レファレンスの支援などの業務に関する協力や、職員研修、講師派遣などの人的支援などを行っている。平成15年度の実績は、蔵書の貸出が約15万冊、また、レファレンスの支援が約1,500件となっており、近年は、横ばい又は減少傾向にある。このうち、蔵書の貸出は、協力事業の大きな部分を占めているが、都立図書館の図書館サービスへの影響についても考慮しながら、この制度の運用を改善していく必要がある。

近年、図書館には、従来からの図書の閲覧・貸出にとどまらず、子どもの読書離れ対策を始め、社会の課題や地域のニーズに対応した様々な取組が求められている。こうした中で、ビジネス支援図書館の開設などの新しい取組を行う区市町村立図書館も見られる。このような課題やニーズに取り組むためには、住民に身近な区市町村立図書館の役割が重要であり、都立図書館は、区市町村立図書館との役割分担を図るとともに、高度の専門性を活かして協力・連携を積極的に行っていく必要がある。

都立図書館は、区市町村立図書館との協力・連携の強化を図っていく必要があるが、具体的には、以下のとおり、改善・検討すべき点が認められた。

< 意見・要望事項 - 4 >

(1) 区市町村立図書館への協力貸出制度の運用について、見直しを検討すべきもの

都立図書館は、区市町村立図書館への協力貸出と都立図書館の館内利用との両立を図る観点から、区市町村立図書館への協力貸出制度の運用について、見直しを検討されたい。

中央及び多摩図書館では、専門書や高価本など幅広く多様に収集できるよう、1資料1点収集の方針のもと、中央又は多摩図書館に1冊だけ所蔵している。また、個人貸出は行わず、館内での閲覧を原則としている。蔵書の利用を館内閲覧とすることにより、常に蔵書を利用できる状態とするとともに、レファレンス・サービスなどの図書館サービスの向上を図っている。

ところで、中央及び多摩図書館は、東京都立図書館館則（昭和62年東京都教育委員会規則第11号）第9条及び第11条第2項の規定に基づき、図書館相互協力の趣旨により、東京都立図書館協力貸出規程（昭和48年47中図発第60号）を定め、両図書館の蔵書を区市町村立図書館へ貸し出す協力貸出を行っている。

この都立図書館協力貸出規程には、貸出先の区市町村立図書館での蔵書の取扱いに関する規定がない。このため、中央及び多摩図書館では個人貸出を行っていないにもかかわらず、貸出先図書館の利用規定により、都立図書館の蔵書が、貸出先図書館から利用者へ個人貸出されている。また、貸出期間中は、他の利用者の閲覧やレファレンス・サービスでの利用ができない状態となっている。

なお、同様の貸出サービスを行っている国立国会図書館では、蔵書の取扱いを国立国会図書館資料利用規則（昭和61年国立国会図書館規則第5号）第41条第2項で貸出先図書館の所定の閲覧室において閲覧させるものと規定している。

< 意見・要望事項 - 5 >

(2) 区市町村立図書館との協力・連携の強化に努めるべきもの

都立図書館は、都民を対象とした講演会等の実施に当たっては、区市町村立図書館との役割分担を図り、相互に連携して、効果的な事業の実施に努められたい。また、都立図書館の高度の専門性を活かした新たな協力・連携策を検討されたい。

都立図書館は、子どもの読書活動を推進するため、多摩図書館では一般都民を対象とした公開講座を、中央図書館では都内高校生を対象としたパソコン活用による図書の検索方法を教える「情報活用講座」を開催している。平成15年度の公開講座は「乳幼児の育ちと絵本」をテーマとして開催され、42人が参加し、「情報活用講座」は10人が参加した。こうした取組に当たっては、区市町村立図書館と十分な連携が図られておらず、非常に限定的な効果にとどまっている。

また、品川区が平成16年7月に開設したビジネス支援図書館は、区内製造業の振興を目的とした収書・運営を行っており、中央図書館は、開設に当たって、協力支援要綱を定め、高度な専門性を活かして、選書・レファレンス等の協力・支援を行った。

今後、都立図書館が「図書館の図書館」としてその役割を果たしていくためには、このような取組をさらに広げていくことが重要であり、都立図書館は、こうした経験を蓄積・活用し、区市町村立図書館との連携・協力を強化していく必要がある。

3 図書館事業、施設等の管理運営について

都立図書館は、厳しい財政状況の中、サービスの向上を図るとともに、管理運営の効率化を進めていく必要がある。都立図書館では、従来から複写サービス業務の委託を行ってきたが、平成16年度からは、これに加え、協力貸出及び雑誌等収集整理の業務委託を開始し、引き続き第二次都庁改革アクションプランに基づき、さらなる委託の拡大について検討を進めている。こうした検討に際しては、従来からの委託業務の取扱いについても見直す必要がある。

図書館の管理運営の効率化を図るうえで、貴重な財産である所蔵資料や施設を有効に活用していくことは重要な課題である。都立図書館は、1資料1点収集の方針に基づき、重複資料の除籍を行うなど、図書資料についての効率的な管理体制の構築を進めているが、視聴覚資料については活用、保存に関する明確な方針が定められておらず改善を検討する必要がある。

また、中央及び多摩図書館では、図書館施設を活用した情報コーナーの開設や各種講座の開催などを行っているが、日比谷図書館では十分には利用されていない施設が見受けられた。

都立図書館は、今後ともさらなる効率的な管理運営に努めていく必要があり、具体的には、以下のとおり、改善・検討すべき点が認められた。

< 指摘事項 - 4 >

(1) 複写業務委託契約の取扱いを見直すべきもの

都立図書館で行っている複写業務委託については、図書館の事業であるにもかかわらず、複写料金を直接受託者の収入とし、都の歳入歳出予算にも計上していないなど、適正を欠く状況となっている。都立図書館は、複写業務委託契約の取扱いについて見直しを行われたい。

都立図書館は、従来から複写サービスに係る業務について、Aを相手方として業務委託契約を締結している。その契約について見たところ、複写サービスは都立図書館の事業であるにもかかわらず、利用者から支払いを受けた複写料金を直接受託者の収入とし、それを業務委託料に充てている。また、都の歳入歳出予算にも計上していないなどその取扱いに適正を欠く状況となっている。

なお、同様なサービスを行っている国立国会図書館では、平成14年の法改正により、国立国会図書館法第21条（昭和23年法律第5号）で、受託した法人が収受した複写料金を自己の収入とし、委託に係る複写事務に要する費用を負担しなければならないとする規定整備を行っている。

< 指摘事項 - 5 >

(2) 視聴覚資料の特性を考慮した管理方針を定め、適切な活用・保存を行うべきもの

都立図書館が所蔵する視聴覚資料については、明確な管理方針が定められておらず、その保存状態も十分に把握されていない。都立図書館は、管理方針を定め、適切な活用・保存を行われたい。

都立図書館は、5万1,263点の視聴覚資料を所蔵している(10ページ表8参照)。その活用状況について見たところ、中央図書館の視聴覚資料については、館外貸出は行わないとしていることから、視聴設備があるビデオテープなどは館内利用に供しているが、16ミリフィルム1,914点、8ミリフィルム135点については、館内に視聴設備がなく、全く活用されていない。

中央図書館の視聴覚資料は、東京情報の専門図書室となっている東京室に所蔵しており、東京に関連する貴重な資料も存在する。ところが、その保管状況について見たところ、再生機器が生産中止となったUマチック方式、方式のビデオテープについては、DVDへの変換が進められているが、16ミリフィルムなど他の視聴覚資料については、管理方針が定められていないことから、調査が行われておらず、劣化などの状況が十分に把握されていない。

< 意見・要望事項 - 6 >

(3) 日比谷図書館の利用実態等を踏まえ、今後のあり方について検討すべきもの

日比谷図書館は、都立図書館の役割である広域的自治体の図書館としての機能が十分に果たされておらず、施設も有効に利用されていない。教育庁は、日比谷図書館のこうした利用実態や立地特性等を踏まえ、今後のあり方について抜本的に検討されたい。

都立図書館はその運営方針において、3館合わせて一体的な運営を行うとともに、各館が機能及びサービスを分担するとしている。その中で日比谷図書館は、主として蔵書の貸出や視聴覚資料の収集・貸出などを担っている。

日比谷図書館は、都立日比谷公園内に位置しており、交通の便が良いこと、ビジネスマンを中心とする昼間人口密集地域にあること、などから来館者数も多い。

しかしながら、表10のとおり、利用頻度が低い施設が見られ、その立地特性等を十分に活かした施設の有効利用が行われているとはいえない。

また、日比谷図書館は、蔵書の個人貸出を行っているが、都立図書館の役割である広域的自治体の図書館としての機能は十分に果たされていない。

(表 1 0) 日比谷図書館内で利用頻度が低い施設の状況

施 設	利 用 状 況	備 考
4階大会議室	年に4～5回、利用の申し込みがあり、貸し出されている。	173㎡
4階中会議室	利用されていない。	220㎡ (2室)
4階展示室	利用されていない。	128㎡
1階こども室	児童関連図書を多摩図書館に移送後、現在は利用されていない。	167㎡
地下1階講堂	月2～3回の映画会等に利用されている。	243席